

第3回福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部会議  
議事次第

日時：2020年（令和2年）2月28日 17:00～  
場所：福山市役所 6階 60会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 市立小中学校等の臨時休業に伴う対応について

ア 小中学校，義務教育学校，福山市立中・高等学校の対応について

イ 放課後児童クラブ等の対応について

放課後児童クラブ（74施設），放課後等デイサービス（89施設）

ウ 企業・事業所等への要請について

3 議 事

(1) 確定申告の期間延長について

(2) 公共施設の利用の取扱いについて（実施期間等の検討）

ア 老人福祉センター（5施設），ふれあいプラザ（32施設）

イ 図書館

ウ 文化施設 ほか

(3) その他

4 閉 会

# 第3回福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部会議 席次表

日 時 2020年(令和2年)2月28日17:00～

場 所 福山市役所6階 60会議室

	(中島副市長) ○	市 長 ○	(杉本野部副市長) ○
市民局長 ○			○ 保健福祉局長
建設局長 ○			○ 保健所長
建設局参事 ○			○ 市長公室長
教育次長 ○			○ 企画財政局長
上下水道局経営管理部長 ○			○ 総務局長
市民病院管理部長 ○			○ 総務部参与 (危機管理(安心・安全)担当)
消防局長 ○			○ 経済環境局長

## ■国内の状況

2月27日12:00現在

	PCR検査実施人数	PCR検査陽性者 (うち湖北省滞在歴がある者)	うち無症状者		うち有症状者							症状有無確認中	
			うち退院した者	うち入院中の者 (予定を含む)	うち退院した者	うち入院中の者	うち軽～中等症の者			うち死亡者			
							うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 <sup>※2</sup>	うち確認中					
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	1,229人	171 <sup>※1</sup> (13)	15	4	11	156	26	127	60	16	51	3	0
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	829人 <sup>※3</sup>	15 (14)	4	4	0	11	6	5	4	0	1	0	0
合計	2,058人	186 (27)	19	8	11	167	32	132	64	16	52	3	0

2月27日12:00現在、167例の患者、19例の無症状病原体保有者が確認されている。

- ・患者167例(国内事例156例、チャーター便帰国者事例11例)
- ・無症状病原体保有者19例(国内事例15例、チャーター便帰国者事例4例)  
うち日本国籍146名、調査中24名である。
- ※1 うち日本国籍131名 ※2 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は1名
- ※3 付添1名を含む。

なお、国内事例のPCR検査実施人数は、疑似症報告制度の枠組みの中で報告が上がった数を計上しており、各自治体で行った全ての検査結果を反映しているものではない(退院時の確認検査や、疑似症報告に該当しない検査などは含まれていない)。

### 1.国内事例(2.チャーター便帰国者を除く)

- ・患者156例、無症状病原体保有者15例
- ・2月26日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計1,229件の検査を実施。そのうち171例が陽性。904例が陰性、154例が結果待ち。
- ・上記患者のうち入院中または入院予定127名、退院26名、死亡3名。
- ・無症状病原体保有者15名は入院中または入院予定14名、退院1名。

### 2.チャーター便帰国者に係る発生状況

(水際対策で確認された事例:武漢市からのチャーター便帰国者)

- ・患者11例、無症状病原体保有者4例
- ・患者のうち入院中5名、退院6名。
- ・無症状病原体保有者4名全員退院。

全国	156名		
北海道	38名	三重県	1名
栃木県	1名	京都府	2名
千葉県	12名	大阪府	2名
東京都	33名	奈良県	1名
神奈川県	16名	和歌山県	11名
石川県	3名	福岡県	2名
長野県	1名	熊本県	5名
愛知県	25名	沖縄県	3名

■ 国外の発生状況について

2月27日10:30現在

国・地域	感染者数	死亡者数
<b>計</b>	<b>81,200</b>	<b>2,793</b>
中国※	78,497	2,744
香港	91	2
マカオ	10	0
台湾	32	1
タイ	40	0
韓国	1,595	12
米国	59	0
ベトナム	16	0
シンガポール	93	0
フランス	18	2
オーストラリア	23	0
マレーシア	22	0
ネパール	1	0
カナダ	12	0
カンボジア	1	0
スリランカ	1	0
ドイツ	18	0
アラブ首長国連邦	13	0
フィンランド	2	0
イタリア	400	12
インド	3	0
フィリピン	3	1
英国	13	0
ロシア	2	0
スウェーデン	2	0
スペイン	12	0
ベルギー	1	0
エジプト	1	0
イラン	139	19
イスラエル	2	0
レバノン	1	0
クウェート	26	0
バーレーン	33	0
オマーン	4	0
アフガニスタン	1	0
イラク	1	0
アルジェリア	1	0
オーストリア	2	0
スイス	1	0
クロアチア	3	0
ブラジル	1	0
ジョージア	1	0
北マケドニア	1	0
ギリシア	1	0
ノルウェー	1	0

■ 国・県の対応

(1) 国の対応

1月28日	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布
1月30日	新型コロナウイルス感染症対策本部設置
1月30日	第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日	第2回・第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月1日	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行
2月1日	第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月3日	「流行地域」の変更（武漢市→湖北省）
2月5日	第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月6日	第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日	「流行地域」の変更（湖北省→湖北省及び浙江省）
2月12日	第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月13日	第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日	第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月16日	第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月16日	第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月17日	「相談・受診の目安」作成
2月18日	第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月19日	第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月20日	「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
2月23日	第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月24日	第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月25日	第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月25日	新型コロナウイルス感染症対策の基本方針決定
2月26日	第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日	安倍内閣総理大臣による全国的なイベント等の中止等の対応要請
2月27日	第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月27日	安倍内閣総理大臣による小中学校・高等学校等の臨時休業要請

(2) 県の対応 ※県内発生なし（2月23日現在）

1月28日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する保健所等担当課長会議開催
1月28日	第2種指定医療機関及び感染症医療支援チーム会議開催
1月29日	広島県特別警戒本部設置
1月29日	県民向け相談窓口設置
1月30日	広島県特別警戒本部を「非常体制」に移行
2月26日	広島県主催イベント等の取扱いを決定

新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応について  
(2020年(令和2年)2月28日現在)

1 実施体制等

- 1月22日 保健所内の体制を確認
- 1月28日 保健所等担当課長会議(県主催)出席
- 1月28日 第2種指定医療機関及び感染症医療支援チーム会議(県主催)出席
- 1月29日 福山市警戒本部設置(本部長:保健部長)
- 1月30日 第1回警戒会議開催(以降、毎週局長級会議で情報共有)
- 2月24日 特別警戒本部設置(本部長:杉野副市長)
- 2月24日 第1回新型コロナウイルス感染症対策特別警戒本部会議開催
- 2月27日 第2回新型コロナウイルス感染症対策特別警戒本部会議開催
- 2月28日 第3回新型コロナウイルス感染症対策特別警戒本部会議開催

2 市民啓発及び関係機関等への情報提供

- (1) 国・県と連携して広範な情報収集を行うとともに、市民及び医療分野を始め全ての関係者に対し迅速に的確な情報提供を行い、冷静な対応を求める。
- (2) 感染予防のために、手洗いやうがい、マスク着用などの咳エチケットの徹底等自らができることを励行する。

- ・市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」掲載(1月17日～)
- ・各部署から市民及び関係機関等へ適宜情報提供
- ※ 保育所、学校(幼・小・中・高・大)、社会福祉施設等、市内事業所、外国人支援団体ほか
- ※ 必要な情報が対象者へ正確に伝わるよう配慮(障がいがある方、外国人など)

3 相談・受診等

(1) 相談窓口

- 1月29日 相談窓口の設置
- 2月12日 相談窓口を24h対応(夜間休日はコールセンターが対応)

(2) 相談状況 477件(1/29~2/24)

(3) 相談・受診の目安「4 市民へのメッセージ」のとおり

(4) 相談～受診等の流れ

- ① 相談・受診の目安に該当する方が相談
- ② 相談時に、詳細な聞き取りを行い、必要に応じて、医療機関への受診調整を行う。
- ③ 感染が疑われる場合は、感染症指定医療機関に受診誘導する。  
※ 自力で受診できない場合は、市が移送する。
- ④ 検査の結果、感染が確定した場合は、感染症法による入院となる。  
※ 保健所は積極的疫学調査を行い、接触者の健康観察を行う。

■ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 24h  
084-928-1350

## 安倍内閣総理大臣による臨時休校の要請

(令和2年2月27日)

### 発言要旨

- ・ 感染の流行を早期に終息させるためには、患者クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であり、ここ1、2週間が極めて重要な時期
- ・ 多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える観点から、全国全ての小中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで、臨時休業を要請
- ・ 入試や卒業式は、感染防止措置や、人数制限等、万全の対応をとるようお願い。
- ・ 行政機関や民間企業等においては、引き続き、休みが取りやすい環境の整備と、子どもを持つ保護者への配慮をお願い。
- ・ こうした措置に伴う課題へは、政府が対応。
- ・ スポーツジム等特定の場所における感染リスクを下げるための対策を至急取りまとめるよう、関係閣僚に指示。
- ・ 必要な法案整備について、関係閣僚に指示。

新型コロナウイルス感染症対策のための福山市立小学校、中学校、  
義務教育学校及び高等学校における一斉臨時休業について

- 昨日、国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、感染リスクに予め備える観点から、3月2日から春休みに入るまでの間、全国の小中学校、高校、特別支援学校を臨時休業にするよう」要請があった。
- 本日、改めて、文部科学事務次官からの通知を受けたところです。本市教育委員会としては、市長部局とも協議した結果、この要請を受け入れることとしました。そして、全ての福山市立小中学校、義務教育学校、福山市立中高等学校を臨時休業することを各学校長に通知した。
- 臨時休業期間において、保護者が仕事を休めない等、自宅で1人で過ごすことができない児童生徒がいる場合は、学校での受け入れを行います。給食は実施せず、登下校は、保護者の責任で行っていただく。
- 明日、日中家庭で過ごすことが難しい児童生徒の数を学校が把握し、市教委が集約する。
- 卒業式については、感染防止のための措置を講じ、必要最小限の人数に限って開催する。



2020年(令和2年)2月28日

放課後児童クラブを利用している

保護者の皆様へ

福山市保健福祉局児童部

ネウボラ推進課

新型コロナウイルス感染症に係る放課後児童クラブの対応について

全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を臨時休業とする国からの要請により、福山市内の全小学校が3月2日(月)から3月25日(水)まで休校となります。

休校中は、放課後児童クラブが開設するまでの間、小学校で昼食持参のうえ児童を受入れることとなりました。放課後児童クラブの利用については、通常の開設時間での受入れとなります。

発熱等、体調不良の児童については、利用を控えていただきますようお願いいたします。

【小学校休校中の放課後児童クラブの開設時間】

平日(月曜日から金曜日) 下校時から18:00

土曜日 8:30から17:00

2020年（令和2年）2月28日

事業者の皆さまへ

福山市長 枝廣 直幹

市立小学校、中学校等の臨時休業に係る対応について

昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「何よりも子ども達の健康・安全を第一に考え、感染リスクに予め備える観点から、3月2日から春休みに入るまでの間、全国の小中学校、高校、特別支援学校を臨時休業するよう」要請がありました。

また、本日、改めて文部科学事務次官から同内容の通知を受けました。

これを受け、本市におきましては、市立小中学校、義務教育学校、福山市立中・高等学校を、この期間臨時休業することとしました。

仕事を休むことができないなど対応が困難な保護者の子どもに対しては、学校での受け入れを行うなど最大限の配慮をして参ります。

事業者の皆さまにおかれましては、今回の対応についてご理解いただきますとともに、子どもの保護者である従業員の休暇取得等について、各段の配慮をお願いします。

引き続き、休暇が取りやすい環境を整えていただくとともに、従業員の体調管理や感染予防に万全を期していただくようお願いいたします。

## 経済団体要請一覧

団体名	会員企業数
福山商工会議所	5331
福山北商工会	654
福山あしな商工会	572
神辺町商工会	609
沼隈内海商工会	393
広島県中小企業団体中央会福山支所	市内の事業系組合, 商店街振興組合 50組合
備後地域地場産業振興センター	607
中小企業家同友会福山支部	646
ひろしま産業振興機構福山支所	支援企業などに随時情報提供

※市HPにも掲載

## 市民税等申告書の申告期限の延長について

企画財政局税務部

### ○背景

2月27日に国税庁から申告所得税，贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限について，2020年（令和2年）4月16日（木）まで延長する旨の発表があり，総務省から県を通じ，地方税においても期限の延長について適切に運営するよう通知があった。

### ○方針

国の延長の方針に合わせ，市においても同様に市民税等の申告期限を2020年（令和2年）4月16日（木）まで延長する。

※公示等の手続きについては，国の告示の後に速やかに対応する。

※申告会場については，検討中。

### ○理由

福山市においても，新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点と，国税の確定申告書の提出が，市民税等の申告書の提出とみなされることから，国税と市民税等で申告期限が異なることは，市民の不利益となるとの観点から，市民税等の申告期限の延長を行いたいもの。

事務連絡  
令和2年2月27日

各都道府県税務担当課 }  
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について

令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたところであり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、多くの人が集まる場所での感染の危険性を減らすことが重要です。

本日、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、別紙のとおり、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長する旨の発表がされましたので、お知らせいたします。

地方税においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2の規定により災害その他やむを得ない理由で、地方税法又はこれに基づく条例に定めている申告、申請、請求その他の書類の提出期限又は納付納入期限までにこれらの行為をすることができないと認められるときは、これらの期限を延長することができることとされております。各地方団体において、適切に運営されるようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課

担当：卯田係長、松本事務官

電話：03-5253-5658

FAX：03-5253-5659

(別紙)

令和2年2月27日  
国 税 庁

## 報道発表資料

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限について  
令和2年4月16日(木)まで延長

現在、全国の税務署においては、納税者の方が円滑かつ正確に申告書を作成していただけるよう、確定申告相談会場を開設し、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告相談に応じています。

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限<sup>(※)</sup>について、令和2年4月16日(木)まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしております。

### (※) 申告期限・納付期限

申告所得税	令和2年2月17日(月) ~ 令和2年3月16日(月)
個人事業者の消費税	令和2年1月6日(月) ~ 令和2年3月31日(火)
贈与税	令和2年2月3日(月) ~ 令和2年3月16日(月)

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

### (還付申告の例)

- ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除(ふるさと納税等)・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)により還付を受けられる方 等

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁長官  
星野 次彦